

社会福祉法人山彦会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人山彦会（以下「当法人」という）定款第六条、第九条及び第二十三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

（1）役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（役員等の報酬等の算定方法）

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表第1に定める額

（2）役員等が職務のため出張、又は役員会等に出席したときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（3）報酬については、源泉徴収税額を引いた金額とする。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

（公表）

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補足）

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規則は、平成29年2月1日から施行する。

別表1（役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	0円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	0円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	0円

（4）評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	0円